

「福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」及び「福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する規則」の制定について

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法、第2次一括法）及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部を改正する法律」の施行により、これまで国が定めていた介護保険サービスの運営基準等について、地方自治体が条例で定めることとなりました。

これにより、平成25年福岡県介護保険広域連合議会第1回定例会において条例案が可決され平成25年1月30日に条例が公布され、平成25年4月1日から施行されます。

条例の施行後、福岡県介護保険広域連合内の地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの事業者の指定・指導は、この条例に基づいて行います。

2 当広域連合で制定した条例・規則

- ・福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月30日条例第1号）
- ・福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年1月30日規則第1号）

3 施行期日 平成25年4月1日

4 基準の概要

福岡県介護保険広域連合で定める各基準は次に記載している内容を除き、現在の国の基準と同じ基準となっています。

また、国と同様の基準については、基本的に当該規定の解釈に準ずることとなります。

5 福岡県介護保険広域連合の独自の基準

- (1) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の居室の面積の拡大（旧）7.43㎡以上→（新）9.9㎡以上（条例第6条、第13条）

内容	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの居室等の面積を定めるもの。具体的な面積は別に規則「福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年1月30日規則第1号）」で定める。
説明	生活様式の変化のほか、介護の重度化、長期化によりベッド、車いすやポータブルトイレを居室内で使用するケースが増加しているため、内法面積として居室面積を9.9㎡以上とします。（規則に委任して制定） 経過措置として、既存の建物及び条例の施行までに地域密着型サービス運営委員会の答申を受けたものは現行どおりの基準としますが、施行日以降に増築、改築又は移転する場合は新しい基準が適用されます。 なお、他のサービスについては現行どおりです。

(2) 災害別に具体的な防災計画の制定（条例第7条、第13条）

内容	非常災害対策について、火災、風水害、地震等、想定される非常災害に対応できるように具体的に防災計画をたて、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備しなければならない。また、それらを定期的に従業員へ周知するとともに、非常災害時における避難、救出等の訓練を定期的に行わなければならない。
説明	東日本大震災等を踏まえて、火災、風水害、地震等の災害ごとに具体的な防災計画を作成することを義務付けたものです。未作成の場合は速やかに作成し、従業員への周知及び非常災害時の避難、救出等の訓練を行ってください。 特に夜間に利用者が利用している認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護においては、平成25年2月の長崎市のグループホームの火災を踏まえて、夜間において職員の人員が少なくなる時間帯の避難、救出等の計画、訓練及び従業員等への周知についても万全を期するほか、非常時における避難誘導等の協力が得られるよう地域住民との連携体制を日頃から構築しておいてください。 防災計画の作成に当たっては、平成24年3月に福岡県が作成した「高齢者福祉施設等防災計画策定マニュアル」等を参照してください。

(3) 介護報酬請求に関連する記録の保存期間の延長

(旧) 2年→(新) 5年（条例第8条、第13条）

内容	整備しておかなければならない記録は、現在の国の基準で規定するものと同じだが、介護報酬請求に関連する記録の保存期間を、そのサービスの提供に係る保険給付支払いの日から5年間保管しなければならない。
説明	介護報酬の返還請求権の時効消滅が5年間であることから、介護報酬請求に関連する記録の保存期間については、保険給付の支払いの日から5年間とすることとしたものです。 その他の記録の保存期間については、現在の国の基準と同様に、記録の完結の日から2年間とされています。記録の完結の日とは、当該身体拘束等が終わった日又は苦情若しくは事故が完結した日をいいます。

(4) 暴力団関係者の排除（条例第9条、第13条、第15条、第16条）

内容	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所は、その運営について暴力団関係者の支配を受けてはならない。また、当該事業を行う事業所における使用人は暴力団関係者であってはならない。
説明	暴力団関係者の地域密着型（介護予防）サービス事業運営にかかわることを禁止したものです。

	<p>具体的には、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業所は、その運営について暴力団関係者の支配を受けてはならないこと、また、法人、その法人の役員等及び施設を管理する者は暴力団関係者であってはならないこととしました。</p> <p>従来は、規則において制定していましたが、改めて条例で定めたものです。</p>
--	--

6 当広域連合の独自の基準の適用関係

サービス種別 ※介護予防サービスも含む	居室等の 面積	非常災害 対策	記録の整備	暴力団関係 者の排除
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			○	○
夜間対応型訪問介護			○	○
認知症対応型通所介護		○	○	○
小規模多機能型居宅介護		○	○	○
認知症対応型共同生活介護	○	○	○	○
地域密着型特定施設入居者生活介護		○	○	○
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		○	○	○
複合型サービス		○	○	○

7 条例の制定に伴い一部改正する規則・要綱

条例に暴力団排除の規定を設けたため、それに伴い下記の規則・要綱を一部改正します。

施行日は平成25年4月1日です。

- ・福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則（平成19年8月1日規則第11号）
- ・福岡県介護保険広域連合指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則第2条ただし書に関する取扱要綱（平成23年12月9日告示第48号）